

議案第 10 号

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第108号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="603 1131 758 2098"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>橋本市立学文路幼稚園</td> <td>橋本市学文路900番地</td> </tr> <tr> <td>橋本市立清水幼稚園</td> <td>橋本市清水2014番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地	橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地	<p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="603 161 758 1131"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>橋本市立学文路幼稚園</td> <td>橋本市学文路900番地</td> </tr> <tr> <td>橋本市立清水幼稚園</td> <td>橋本市清水2014番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地	橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地
名称	位置																
略	略																
橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地																
橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地																
名称	位置																
略	略																
橋本市立学文路幼稚園	橋本市学文路900番地																
橋本市立清水幼稚園	橋本市清水2014番地																

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。